

## 総務企画常任委員会及び予算審査特別委員会（第一分科会）

平成24年6月11日（月曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員 長 山本 はるひ 君	副委員 長 平山 啓子 君
委員 磯 飛 清 君	委員 植木 弘行 君
委員 関谷 暢之 君	委員 室井 俊吾 君
委員 玉野 宏 君	委員 若松 東征 君

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

企画部長 片桐 計 幸 君	政策審議監 金丸 俊彦 君
企画情報部長 藤田 輝夫 君	企画情報課長補佐 鹿野 伸二 君
企画政策係長 高久 修 君	情報管理係長 黄木 伸一 君
秘書課長 松江 孝一郎 君	課長補佐兼秘書係長 菊池 敏雄 君
広報広聴係長 小泉 聖一 君	市民協働推進課長 大武 利幸 君
課長補佐兼男女共同参画係長 鈴木 由起子 君	統計係長 織田 康 君
協働のまちづくり室長 久保 周二 君	市民協働担当 阪本 和人 君
自治振興担当 鈴木 正宏 君	総務部長 成瀬 充 君
政策審議官 室井 忠雄 君	総務課長 和久 強 君
総務課長補佐 稲見 一志 君	行政係長 福田 博昭 君
人事研修係長 広瀬 範道 君	給与厚生係長 河合 浩 君
危機対策室長 高橋 守 君	危機対策担当 田代 宰士 君
防災・消防担当 秋元 武志 君	財政課長 伴内 照和 君
財政課長補佐兼管財係長 月井 幸一 君	財政係長 村松 一紀 君
契約検査課長 舟岡 誠 君	契約検査課長補佐兼契約係長 小仁所 滋 君

検査係長	鈴木 幸浩 君	課税課長	小林 一恵 君
課税課長補佐 兼税制係長	江連 周治 君	市民税係長	増田 健造 君
国民健康保険 係長	星 すみ枝 君	資産税土地 係長	関谷 逸夫 君
資産税家屋 係長	津久井 真樹 君	収税課長	八木澤 秀 君
収税課長補佐 兼収納係長	室井 啓二 君	収税課 徴収担当 (副主幹)	高根沢 純一 君
収税課 徴収担当 (副主幹)	齋藤 正幸 君	収税課 徴収担当 (主査)	佐藤 和穂 君
西那須野 支所長	斉藤 誠 君	総務税務課長	宮本 覚 君
総務税務課長 補佐兼 税務係長	辻野 岩男 君	総務係長	齋藤 保幸 君
市民福祉課長	関谷 和子 君	市民福祉課長 補佐兼 生活環境係長	山田 繁久 君
国保年金係長	中西 佳子 君	市民戸籍係長	平山 正人 君
産業振興建設 課長	関谷 正徳 君	産業観光建設 課長補佐兼 農林係長	星 伸也 君
商工観光係長	板橋 信行 君	建設係長	鈴木 隆行 君
塩原支所長	君島 淳 君	総務福祉課長	君島 幹朗 君
総務福祉課長 補佐兼総務・ 税務係長	君島 紀夫 君	市民係長	渡邊 正 君
福祉係長	鈴木 隆太郎 君	箒根出張所長	柳崎 修造 君
庶務・住民 係長	斉藤 三重子 君	産業観光建設 課長	君島 秀行 君
産業観光建設 課長補佐兼 建設係長	吉澤 克博 君	農林係長	関谷 浩行 君
観光商工係長	臼井 孝行 君	会計管理者兼 会計課長	後藤 のぶ子 君
会計課長補佐 兼歳入係長	藤田 友子 君	歳出係長	後藤 明美 君
選管事務局長	古内 貢 君	選挙係長	田代 正行 君
監査事務局長	選管事務局長兼務	監査係長	田代 正行 君
固定資産 委員会書記	選管事務局長兼務	公平委員会 書記長	選管事務局長兼務
議会事務局長	齋藤 兼次 君	議事課長	渡邊 秀樹 君
庶務係長	川崎 幸子 君		

出席議会事務局職員

書 記 人 見 栄 作 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔総務部〕

- ・総務部長あいさつ・職員紹介

〔総務課〕

- ・議案第60号 那須塩原市副市長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- ・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

陳情審査

- ・陳情第5号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情

〔財政課〕

- ・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

〔契約検査課〕

- ・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

〔課税課〕

- ・議案第63号 那須塩原市税条例の一部改正について
- ・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

〔収税課〕

- ・議案第62号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
について

〔企画部〕

- ・企画部長あいさつ・職員紹介

〔企画情報課〕

- ・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

〔秘書課〕

- ・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

〔市民協働推進課〕

- ・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

〔西那須野支所〕

- ・西那須野支所長あいさつ・職員紹介

〔総務税務課〕

〔市民福祉課〕

〔産業観光建設課〕

・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

〔塩原支所〕

・塩原支所長あいさつ・職員紹介

〔総務福祉課〕

・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

〔幕根出張所〕

〔産業観光建設課〕

・議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)

〔選管・監査・固定資産・公平委員会事務局〕

・選管・監査事務局長あいさつ・職員紹介

〔会計課〕

・会計管理者あいさつ・職員紹介

〔議会事務局〕

・議会事務局長あいさつ・職員紹介

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

山本委員長 それでは、皆さん、おはようございます。

時間少し早いんですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

本日は、6月の定例議会の総務企画常任委員会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

梅雨には入りましたが、きょうは青空が少し見えて、審議をするにはさわやかな一日かなと思います。

きょう、委員会は一日で多分終了するだろうという予定でございますが、皆様におきましては慎重に審議していただきまして、スムーズに委員会が終わることを祈りまして、あいさつにしたいと思います。

さて、本定例会では当常任委員会に付託された案件は、条例案件が3件、補正予算案件が1件、陳情1件の計5件でございます。なお、補正予算の案件につきましては、関係所管課のところでも随時予算審査特別委員会に切りかえて審査を行うことにしております。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力をお願いしますようお願い申し上げます。私のあいさついたします。

それでは、座らせていただきます。

ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。次第により順次進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

総務部の審査 午前10時00分

山本委員長 最初に総務部です。

初めに、成瀬総務部長からごあいさつをいただきまして、その後順次担当職員、今後説明員として委員会に出席をいただきます職員の皆様においては自己紹介をいただきまして、よろしくお願いいたします。

では、部長、お願いします。

成瀬総務部長 皆さん、おはようございます。

ことしの4月1日から総務部長になりました成瀬と申します。いろいろお世話になります。よろしくお願いいたしますと思います。

総務部でございますけれども、過日の一般質問でもありましたけれども、組織の改編がございまして、審議監というものが、放射能対策担当でございますけれども、新たに設置されたところでございます。あわせて、総務課内に危機対策室ということで危機対策担当、それと防災・消防担当ということで新たに設置されたところでございます。喫緊の課題であります放射能対策につきましては、この審議監、危機対策室を中心に精いっぱい努力をしまいる所存でございますので、よろしくお願いいたしますというふうに思っております。

今回審査をお願いします案件につきましては、先ほど委員長のほうからもありましたけれども、条例の制定が1件、改正が2件、それと補正予算、陳情ということでございます。原案のとおりご決定いただけますように、よろしくお願いいたします申し上げます。簡単でございますけれども、あいさつにかえさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

山本委員長 よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、順次自己紹介をお願いいたします。

〔執行部自己紹介〕

山本委員長 大変ありがとうございました。

総務課の審査

山本委員長 それでは、総務課の審査に入りたいと思います。

議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 まず、議案第60号 那須塩原市副市長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

和久総務課長（議案の説明）

山本委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 第3条、教育長の件の勤勉手当の内容とはどういうものなのか教えていただけますか。

山本委員長 課長、お願いいたします。

和久総務課長 これは、教育長につきましては一般職員と同じ取り扱いになっておりまして、ですので、勤勉手当がまず算式的に、期末手当の基礎額というふうなものに職務給の加算額というふうなものを加えまして、それに期間率そして成績率というふうなものを掛けて算出するというふうなことになっております。

ちょっと細かい話になってしまいますが、その期間率といいますのは、基準日が勤勉手当ですと6月1日、それから12月1日というふうな2回基準日があって、2回支給されるというふうなことになりますが、それ以前の勤務、どのぐらい勤務

していたのか、全部来ていれば100%というふうなことになるのですが、そういうふうな期間率というふうなものがあります。例えば、5カ月あるいは4カ月とかというふうな勤務実態でありますと、それに応じて100%でなくて、例えば90%であるとか70%であるとかというふうなことになります。

それから、成績率なんですけど、これも勤務成績が優秀であるとか良好でないとかというふうなところがあるわけなんですけど、それに応じて、100分の97であるとか100分の84.5であるとかというふうなところを掛け合わせるというふうなところになっております。

山本委員長 ありがとうございます。

磯飛委員。

磯飛委員 余計わからなくなっただけですけども、その中で、成績率はだれが査定するものなんですか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 これは基本的には、これは一般職のお話になってしまいます。申しわけありません。今、人事評価制度を導入しまして、それで評価をしております。これについては、すべて今のところ、勤務成績が優秀というふうなところで押さえております。

それで、勤勉手当につきましては、評価S、A、B、C、Dというふうな5段階でやっているわけなんですけど、下のほうのCランクあるいはDランク、そちらが2期連続して続いた場合については成績率のほうも考えましょうというふうなところにいます。

ですから、教育長の場合につきましても、勤務成績が優秀な職員、平均的なところで押さえてあるというふうなことになっております。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。  
ありませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないよう  
ですので終了したいと思います。ご異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を許します。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、討論を終了  
したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないようですので、討論を終  
了したいと思います。

それでは、討論がないようですので、採決をい  
たします。

議案第60号 那須塩原市副市長及び教育長の給  
料月額の特例に関する条例の制定については、原  
案のとおり可決すべきものとするにご異議ご  
ざいませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第60号については原案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

議案第59号の上程、説明、質  
疑、討論、採決

山本委員長 それでは、ここで予算審査特別委員  
会（第一分科会）へ切りかえて、審査を行います。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補  
正予算（第1号）を議題といたします。

最初に、執行部の説明をお願いいたします。

課長。

和久総務課長（議案の説明）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、各委員の皆様から質  
疑、ご意見等をお受けいたします。

玉野委員。

玉野委員 8ページの放射能対策ですね。

山本委員長 8ページになります。

玉野委員 委託料のところ、作業試験、試験と  
いうような課題が説明ありましたけれども、その  
試験の対象になるものはどんなものであるのかと  
か、それから数。試験をいつごろやって、いつま  
で終わるとのことと、ちょっと戻ってしまいま  
すけれども、試験体にはどういう地域を選んでい  
るのか。また、それをここをやりましょうという  
その選定に当たっての何か、何でここをやるかと  
いうその選定の基準ということ。考えてみると、  
市民としては興味のある案件ではないかと思いま  
す。

山本委員長 それでは、除染作業の試験について、  
課長。

和久総務課長 先ほど申し上げましたように、5  
つくらい、民家であるとか農家であるとかという  
ふうなところで、まだこれは実際どこのものとい  
うふうなところは見えてはいないわけなんです、  
それぞれ1件を対象としまして、そこで、例えば  
民家ですと庭があり、建物がありというふうなと  
ころ。大体、農家と一般の家庭の民家というのは  
そんなに変わらないかと思うんですが、そういう  
ふうなところで雨どいをやるとか、あるいは屋根  
をやるとか、植込み、植木、そういったふうなと  
ころを予定しております。あるいは、あとは側  
溝等もあればというふうなことで除染が必要であ  
るだろうというふうな考えられているところとい  
うふうなところを実験的にやるというふうなこと

です。

ですから、あとは集合住宅、アパートになりますと、まだ若干、余り庭があるところというのはないかと思しますので、若干形態が変わってくるだろう。それと店舗型の住宅、それから別荘、別荘についてはほとんど山の中といいますが、自然豊なところでありますので、そうなると特に周りにあります森林等の枝葉の影響とかというふうなことになるという形。

そういったところを5つぐらいの区分、家の状況の違いで分けて、それで実験をしていきたいというふうなところでございます。

時期等につきましては、早急にやっていきたいというふうに考えておりますけれども、いつまでとははっきりはというふうなところであります。

山本委員長 よろしいですか。

若松委員。

若松委員 引き続いて。

〔発言する人あり〕

山本委員長 課長。

和久総務課長 その地域もできればやはり高いところというふうなものがあると思うんですが、ただ、高いところばかりではなくて、低いところも必要かと思うんです。低いところからどのくらいやればどのくらい下がるのか、やはり幅が多分低いところはそんなに出ないと思しますので、そういうふうなところもバリエーションが必要だろうというふうには。

山本委員長 よろしいですか。

では、若松委員。

若松委員 先ほどの玉野さんの引き続きになってしまうんですけれども、701事業の中の新規でやられるということで、これは業者の設定などどうなっているのかなというのと、それと地域除染活動傷害保険なのかな、これ、これはどういうもの

に当てはまるのかなというのが聞きたいです。

それと、もう一点、4ページです。

山本委員長 じゃ、1つそこで止められますか。

若松委員 止めます。じゃ、その点。

山本委員長 課長。

和久総務課長 それで1つは保険のお話だったかと思うんですが、これは普通の一般的な傷害保険と同じようなものです。ですので、それで何かかけをしたとか、あるいは……

〔「放射能の影響というのは」と言う人あり〕

和久総務課長 というのは、放射能の影響というのはなかなか判断できませんので、普通の傷害保険と同じようなものというふうにご理解いただければと思います。

それともう一点、申しわけございません。

〔「業者」と言う人あり〕

和久総務課長 業者のほうですね、業者のほうはまだこれはこれからの話というふうなことになりますけれども、建設業界、建築協会、そちらとは1度打ち合わせをして、今後どういうふうな契約がいいのか。1件1件回って設計をしてというふうなことになるかと思うんですが、非常に時間がかかる。それから、その除染をやるためには同意も必要になるというふうなことでありますので、そこら辺の方法をどういうふうにしたらいいのか、全部委託がいいのか、あるいは役所のほうとその委託業者のほうと役割分担をどういうふうにしたらいいのかというふうなところも今後詰めていかなければならないというふうになっております。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、委託の件で業者がまだわからない。これ、業者を選定するにはある程度基準とかがあるのかなと思うんですけれども、こういう活動とかというのと、それと今の地域除染

活動傷害というんだから、多分私は普通の保険ではなくて特殊な保険なのかなと思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。

山本委員長 執行部に申し上げます。

お答えいただいて結構なんですけれども、せっかく担当の方もいらっしゃるんですので、もし課長よりわかる方がいらっしゃるようでしたら、ぜひ、説明員として出席をしていただいているものですので、どなたでも一番説明できる方にいただいても結構でございますので、よろしくお願いたします。

課長。

和久総務課長 では、保険のほうについては高橋のほうで。

山本委員長 お願いたします。

高橋危機対策室長 傷害保険につきましては、保険会社のほうに補正の見積もりをとるときに確認をいたしましたところ、特にその放射能という観点では保険料の設定というものはないということで、通常の例えば道路清掃とかに出ている、そういったときのけがに備えたボランティア保険とか、それと同じたぐいのものということで回答がありましたので、そのようにさせていただきました。

室井政策審議監 じゃ、業者のほう、いいですか。

山本委員長 どうぞ、室井さん。

室井政策審議監 業者については、建設業に当たるかどうかというのも微妙なところなんです。実は、建設するのではなくて、いわゆる掃除するだけなんです。そうすると維持管理、通常の維持管理ということになると建設業法等には抵触しないという部分もあるので、今後詰めていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、今後補正が通れば入札をしていくということになるかと思うんですが。

それと、9月補正にぜひその民有地も含めた補

正を反映していきたいというふうに考えているものですから、ただ単にその除染で線量を落とすというだけではなくて、人工といいますか、いわゆる単価が幾らで人工どのぐらいかかるかという部分まで割り出すその試験をやるというようなこの委託事業であります。

以上です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 ちょっとしつこいようで申しわけないです。

そうすると、例えばそういう業者に頼んで、それで放射能のちょっと濃度の上がった土のう袋とか何か、それで使うと思うんですけども、その辺の処理方法というもののまで含めたこの委託なんだかどうなんだか。どうなのでしょう。

山本委員長 審議監。

室井政策審議監 一応、土のう袋云々というのは次の話でございまして、要するに仮置き場を見つけないと今言ったのは解決できないわけで、仮置き場も並行的に今見つけているところがあって、それで決まり次第、今言ったような形での例えば土のう袋か、あるいはもっと違う容器になるか、そのほかの方法等については今後検討するということとなりますので、一戸一戸、個別によって違うということです。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、それも含めたその委託ということになるんですか。その掃除をして、除染をして、受け取る場所とかなんかも含めなくてはならないのかなと思うんですけども、どうなのでしょう。委託というのは。

山本委員長 審議監、もう少しこう整理をしてわかりやすく説明をしていただければ。

室井政策審議監 委託の中に当然、じゃ除染したものをどうするんだというのは、その辺にほうり

投げるわけにはいかないのですが、当然処理しなければならぬんですが、当面は基本形、今の基本形は仮置き場ができるまではその発生場所で保管できないかということをお願いしているのです、今までどおり、仮置き場が見つからない場合には各住宅のところへ埋設等をしていくというような保管の形になって、この試験をするということになります。

山本委員長 若松委員。

若松委員 いいですか、ちょっとしつこくて申しわけないんですけども。

そうすると、例えば試験的に、先ほど言っていた民地とか、アパートとか、それから別荘とかという説明がありまして、そのところに仮置き場が見つかるまで保管しなければならないという意味だと思うんです。そうすると、それが決まった場合に、今度はそこから委託した業者が、決まりましたからと仮置き場まで輸送してくれるのか、やってもらった方がそこまで持ってくるんだか、これはどういうことなんですか。

山本委員長 審議監。

室井政策審議監 仮置き場がまだ決定していないので、契約するときの仕様書というんですが、その中には、その処分場仮置き場まで運ぶ運賃は入っていないという設計を組みますので、現実的には若松委員さんの店舗なら店舗のところを掃除したとすると仮定すると、店舗のどこかの敷地に埋設して保管するというまでの今回は作業になるかと思えます。

山本委員長 よろしいですか、若松委員。

すみません、この件に関して、ほかの委員の皆様でもし質疑ありましたら、先に続けていきたいと思えますが。

磯飛委員。

磯飛委員 じゃ、1点だけ確認の意味でお伺いし

ます。

この傷害保険はだれが対象になる保険なのか、確認させていただきたいと思えます。

山本委員長 室長。

高橋危機対策室長 基本的には、その地域除染に参加される方それぞれに入っていただくというのが前提で考えています。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 地域除染ということはちょっとずれた考えだと思えます。

各公民館に除染機とかそういった対策の道具を配備しました。それを地域の方が借りて、除染作業なんかした場合には対象になる保険と考えてよろしいのでしょうか。

山本委員長 室長。

高橋危機対策室長 地域除染というくりですので、地域における除染作業、そういったものにかかって参加された方については基本的にはその保険で対応できるという形で考えております。

山本委員長 よろしいですか。

磯飛委員 はい、わかりました。

山本委員長 それでは、この放射能対策事業に関する部分で、ほかの委員の皆様、あるいはほかの部分で質疑、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、若松委員、もう一つの部分についてお願いいたします。

若松委員 4ページの文書購入費、201事業についてお伺いいたします。

物すごくつまらないことなんですけれども、新規で紙折り機ということで予算組んでありますけれども、平成15年からなのでちょっと機械が故障しがちという説明がありましたんですけれども、これは正直言うと、何台ぐらい買われるのか。あと、この紙折り機のもし使い終わったものの行く

先をちょっと知りたいんですけども。

山本委員長 課長。

和久総務課長 何台かというふうなところ、1台でありまして、ここ本庁にしかございません。よく郵送でこういうペーパーをお送りするときに、これを折るんですね、そのための機械というふうなことになっています。それだけではありません。3のやつを半分に折るとか、3つ折りにするとかというようなことで用途に応じてこれを使うんですが、使い終わったやつにつきましては、多分、すみません、これも契約の中での話になると思うんですが、その契約した業者のほうで引き取りというふうなことを通常なら用意していると思います。

山本委員長 若松委員。

若松委員 では、それは業者の中で引き取り賃まで入った値段だと思うんですけども、もしそれが違う、例えば同じ行政のほうの施設に持っていくということは可能なんですか、無理なんですか。

山本委員長 課長。

和久総務課長 持っていくこと自体は可能だと思います。ただ、それが使えるか使えないか、使えない状況なので更新をしたいというふうなことでありますので。

若松委員 完全にだめなの。完全に壊れちゃった、そうすると。

山本委員長 課長。

和久総務課長 完全ではありませんけれども、もう故障が頻発しているというふうなことで。

若松委員 わかりました。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

副委員長。

平山副委員長 3ページの1項1目の先ほどの601事業の中から、法務研修講師、例規集の研修会の

2日間で30万円なんですけれども、これはお1人での賃金ですか。委託料というか、お1人、2日間で。

山本委員長 課長。

和久総務課長 講師は1人の予定です。

平山副委員長 2日間で30万円。

和久総務課長 はい。

平山副委員長 ありがとうございます。

山本委員長 よろしいですか。

平山副委員長 では、次の4ページで、小さいところなんですけれども、1項14目の本庁管理費の中で、301事業で新規で扇風機が出ていますよね。これちょっと説明をお願いします。

〔「財政だよ」「間違っている」と言う人あり〕

山本委員長 後でお願いします。

平山副委員長 すみません。

山本委員長 よろしいですか。

では、ほかの委員の皆様、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので質疑、ご意見等終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補

正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、総務課につきまして、その他に入ります。

その他で何かございますでしょうか。

執行部の皆様、ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様、何かその他でお尋ねになりたいことございますか。

よろしいですか。

それでは、ないようですので、これで総務課の審査を終了いたします。

〔「陳情があるんじゃないのか」と言う人あり〕

山本委員長 審査は一応。

この次、陳情に入りますので、一応残っていた方は残っていただいて、退席される方は退席をしていただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時45分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第5号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それではここで、陳情第5号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情を議題といたします。

まず、陳情第5号に関し、執行部の考え方を伺いたいと思います。

どちらが。

課長、よろしく願いいたします。

和久総務課長 この「緊急事態基本法」ですが、かなり、テロのとき、あるいは大きなこの間みみたいな震災であるとか、そういったときに迅速に対応ができるような法律というふうなことでありますので、地方自治体がというふうなところ、法律でありますから国というふうなことでありますので、こちらのほうを大局的に見て検討していただいたほうがよろしいのではないかなというふうな案件になっております。

それから、ちょっとわからなかったのは、国民保護法というようなものもありまして、そちらも、これはもう法律になっているわけなんです、そちらとの関係がどういうふうになるのかなというものがちょっと疑問はあります。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

ただいま、陳情第5号に関しましての考え方を伺ったところですが、それでは、各委員の皆様からのご意見等を伺いたいと思います。皆様のご意見等いかがでございますか。

ございませんでしょうか。

玉野委員。

玉野委員 全く個人的ですけども。

今回のこういう災害は、今起きてこうなっているわけですが、もう一つの方向として一番大事なことは、起きてしまったことを今後どのように福島、東日本、それに対してどういう手だてをするのかということは、まだまだ国として国民に対して出ていないと思うんです。まずその辺が先であって、その後、これからという気がするので、私はこれに対してはまだまだ早いと思っております。

山本委員長 ほかの委員、磯飛委員。

磯飛委員 知っていたら結構なんですけど、この陳情団体である栃木県フォーラムというのはどんな団体、どのような活動をしている団体といったものがわかっていたならばお聞かせいただきたいんですが。

山本委員長 いかがですか、どなたか、執行部おわかりですか。課長。

〔「調べては」と言う人あり〕

山本委員長 事務局ではないですね。

ということなんです。

磯飛委員 わかりました。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 これは県内26市町は全部陳情出しているようなものはありますか。

山本委員長 では、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 では、磯飛委員からの質問でございますが、今、県内全市議会あてに陳情が出されている状況でございます。今定例会の中で各市議会のところで審査を予定されているという状況でございます。ただ、若干2市議会では議長預かりという形で審査不要というところになっているようなこともあるようでございます。

以上でございます。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 先ほど課長の説明の中にもあったんですけども、震災等々については、我々、先程の玉野委員の意見もあったように、単独の自治体でもいろいろ考えていかなければならない部分もあると思うんですが、今回の陳情の中身には国際的な部分まで含まれているので、とても到底我々が意見書を出していいのかどうか、それすら私としてはわからないので、もう少しこれらについては審議の必要があるんじゃないかと思えます。

山本委員長 ほかの委員の皆様、ご意見。

副委員長。

平山副委員長 表面的にはやはりちょっと反対しにくい内容なんですけれども、やはりだんだん検討して、会派としてもご相談したんですけども、公明党として、この内容にもありますように平成16年5月には3党合意ということが出ていますけれども、やはりまだまだ緊急事態の、非常事態の考え方をまだ今整理している段階で、現状では賛成しかねないということが意見として上がりました。

それで、この内容というかこの背景、この意見書の背景にはその緊急事態を想定した集団的自衛権というものの現状を列挙するためのものがあると思うので、まだまだ党としても、緊急事態に対する考えをもう一步深く今整理をしている段階なので、現在としては検討または賛成はしかねない。山本委員長 賛成はできないということで。

ほかの皆様、意見はございませんか。

関谷委員。

関谷委員 継続という形でよろしいと思います。

内容についてはいろいろな意見が出たとおりでありまして、3党合意の中でされてはいるけれども、現在のところ法律自体の審査がとまっているという状況。それから、中身については、自然災害も想定はされておりますけれども、武力攻撃、

テロ等々も含んだ中身ということでありますので、現時点で、我々のところで結論を出すにはもう少し中身の精査が必要であろうというふうに思います。

山本委員長 ほかの委員の皆様、ご意見ございませんか。

植木委員。

植木委員 今の関谷委員がおっしゃいましたとおり、また、先ほど磯飛委員のほうでもお話がありました。全く同感です。継続審査にしたらいいと思います。

山本委員長 ほかの委員の皆様。

〔「私はないです」と言う人あり〕

山本委員長 わかりました。

それでは、ほかにご意見がないようですので、本件は終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、異議がないものと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、討論は終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、採決をいたしたいと思います。

皆様から意見をいただきまして、討論はなかった。ここで陳情第5号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情は、継続審査とすべきものに賛成の方の挙手を求めます。

〔「継続」と言う人あり〕

山本委員長 継続審査とすべきものとすることに

賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、全員、継続すべきものに賛成ということでございますので、陳情第5号は継続審査すべきものと決しました。

失礼いたしました。

それでは、これで陳情第5号の審査を終了いたします。

ここで、執行部入れかえをいたしますが、10分間の休憩をいたしたいと思いますので、この時計で11時5分ということで再開したいと思います。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 財政課の審査

財政課の皆さんがお見えになっておりますので、最初に職員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

〔執行部自己紹介〕

山本委員長 ありがとうございます。

#### 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

それでは、今回、財政課関係の付託案件はございませんので、これより予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて、審査を行います。

それでは、最初に、議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）を議題いたします。

執行部の説明をお願いいたします。

伴内財政課長（議案の説明）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 3ページなんですけれども、1項6目の施設振興公社運営支援事業の中の補助金1,487万円が計上されたわけなんです、先ほどの説明ですと、骨格前の内示額からいくと削減されて、結果的には738万7,000円ほど骨格前に企画して削減されていると思うんですが、その要因をお聞かせいただきたいと思います。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 ただいまのご質問でございますが、今回の肉づけに対しましては、まだ骨格前の数字を基本として、各補助金を担当する部署で内容を精査した上での要求という前提がございます。

その中で、今回、施設振興公社から1,545万1,000円の要求がございました。それで、財政課といたしましては、人件費であるとか、その他事業を運営する上で最低限のものはまず除いて、残りについて一定の数字、一応掛けさせていただいております。今回、施設振興公社につきましては、人件費等を除いた額、581万1,000円が削減可能であろうという額で整理をいたしました。全体の額の約16%になっております。そのものに対して、581万1,000円に対しまして、いわゆる消耗品であるとかそういった改善が可能であるというものに一律10%を掛けさせていただいて、要求に対し58万1,000円の減というような形で整理をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 結構な金額が骨格外、内示額と比べると、先ほど申し上げましたように、大幅な削減になったということでそれはそれで結構だと思うんですけども、施設管理運営上、首が出るというか、管理がしっかりできないとかそういったことも当然精査した中なんでしょうけれども、そういった検証もされたんでしょうか。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 今回、施設の管理ということで新たに長寿センターが指定管理の対象となっております。そういった部分で、これまでのほかの3施設については長年実績がございましたので、そういった部分を精査しながら、必要額というものはじきました。特に、長寿センターにつきましてはことしからという流れの中で、やはり初めて管理する施設ということもありまして、一定の要求に対してそれぞれかかる薬品代であるとか、必要な部分は一応中身は整理をさせていただき、チェックをさせていただいております。今般、特に4月の当初、また連休明け、一時入浴施設がストップしてというような状況もございますが、その内容については正直施設の劣化というものがかなりようになっておりまして、今回緊急的に予備費等などの対応で、早急に動くような形に持っておりますが、一応要求に対しては詳細に内容は整理させていただいたつもりでございます。

以上です。

山本委員長 よろしいですか。

関谷委員。

関谷委員 引き続きということで、とは言いながらも、金額的には精査した中での500万円というところが改善可能であろうというふうに判断をされたというところの主なものだけ聞かせてくださ

い。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 今回要求がありました内容としては、その施設を維持する上でのいわゆる一般的な消耗品関係とか、通信運搬費、いわゆる郵送料であるとか電話料であるとか、そういった部分もある程度の額として積み上がってありました。それと、施設を維持する上で必要な薬品代とかそういった部分もございまして、そういった内容一通り、4施設に全部あるものですから、どれだけ本当に必要なんだということはある程度整理はさせてもらいましたが、特にそういった経常的にかかる経費、そういったものを中心に今回定率を掛けさせていただいたということで、ある意味、予算科目的には広く、薄くといえますが、本当に人件費、いわゆる職員の人件費とか必要な経費、電気代なんか特に高いんですね。ですから、そういったものもこういう省エネということで節電をしていく時代ですので、ある程度そういったところには努力してほしいということで整理をさせていただいているというのが現状でございます。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 よろしいですか、これ、場違いかもしれないんですけども、2ページの歳入の点で、1項4目合併特例債ということで先ほど説明いただいたんですけども、高林と豊浦、放課後児童クラブということで、どんな整備事業に使われるのか、もしわかりましたら。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 今回、学校の児童クラブの増額要求ということで担当課から上がってきております。まず、当初の予算要求に対しまして、今回、児童数の数が確定したという中で、1人当たり最低面

積があるということで伺っております。今回、豊浦小につきましては当初120㎡での要求であったんですが、それが実際には140㎡ということで、児童数が増加になったことに伴う設計関係の経費、それが増額になっております。

それとあわせて、高林小学校の関係につきましては、高林にいております特定環境保全公共下水道への接続に係る経費が当初の要求ではメーター7円ということで、ある意味担当課としてはざっくりとした数字で要求がございました。今回精査をする中で、やはりその深さであるとか、延長、また曲がりによってはボックスをつけなければならないと、そういうことで詳細に設計をした結果、相当額の増額が必要になるということでの要求でございます。

合わせて、今回の裏負担ということで特例債を570万円入れたということで、全体では600万円強の事業費としては増額になると思います。

以上です。

山本委員長 よろしいですか。

若松委員 了解です。

あと1点いいですか。

山本委員長 若松委員。

若松委員 ちょっと細かいんですけども、4ページの庁舎管理費、301事業ということで書いてあります扇風機の説明があったんですけども、私極端に考えると、風で書類が飛んだりなんかということは、そういうものも含めて扇風機にしたんだとか、ちょっとその辺。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 風の影響は多分にはないとは言えないと思うんですが、それぞれ事業をとる上でみんな工夫してもらえれば、書類等についてはそんな飛ばすような台数いっぱい入っているわけではないもんですから、1島に1つということで、何とか

それで夏を乗り切りたいという思いで導入したものでございます。

若松委員 了解しました。

山本委員長 ほかにございますか。

植木委員。

植木委員 関連でいいですか、すみません。

今の関連でなんですが、この扇風機、うちの事務所あたりもクーラーを日中全部、夏じゅうかけているよりも、ちょっと扇風機に切りかえて少しそよそよしたぐらいの形のほうが健康にもいいし、ずっと冷えきりっ放しよりもそういう対応をしたほうがいいし、今聞きましたら、電気量も30分の1ぐらいに……

〔「試算ではそのように」と言う人あり〕

植木委員 試算ではそのようになっているということなんで、ぜひこれは進めていただいて、さらに関連施設などにもそういうふうな対応を少しでも、できるところはしていったほうがいいのではないかと、意見でございます。

山本委員長 それでは、玉野委員。

玉野委員 植木さんの続きなんですけれども、1台エアコンをとめると30倍ということがありましたけれども、とめるということですか、エアコンを。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 エアコン1台というか、でっかい建物ですので、地下で冷温水器を動かすということになるんです。それを動かすことによって全体的に緩和したり、いろいろな形でいろいろな附属設備が全部電気で動くわけなんです。ですから、そういったものをそろそろ積み上げると約90kwを超えるということですので、場合によってはこういったところのファンも回さなければならないということにもなりますので、庁舎全体でみると、30倍ぐらいエアコン入れるとかかってくるという

ような試算になっております。

以上です。

山本委員長 よろしいですか、玉野委員。

磯飛委員。

磯飛委員 引き続き関連なんですけれども、小さな細かいことなんですけれども、扇風機で予算的には41万8,000円と低額ではあるんですけれども、台数的に140台ということで、この購入先、単価的にも2,300円と非常に低額なんですけれども……

〔「2,980円」と言う人あり〕

磯飛委員 2,980円、ちょっと高いな。

だけど、これは地元の電気屋さんから買うか、あるいはどういった業者さんから購入するお考えなのか、その辺確認させていただきたい。

山本委員長 課長。

伴内財政課長 今ご質問のように、台数が台数ですので、やはりできるだけ安価にももちろん導入したいというのは考えております。ある程度、見積もり徴集による対応になるのか、または台数がまとまっていますので、入札等を行った上で対応するかについては、今後、契約検査課のほうとも調整をしながら進めたいとは思っておりますが、基本的には市内事業者というものを前提には考えたいと思っています。

以上です。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 金額の終わった金額、以前に教育部関係で小中学校にテレビを購入するということで高額な金額になった。そのときには、地元の業者さん等々で購入ということで進んだと思うんですけれども、今回は少額ではありながらも台数が台数なので、地元の電気屋さん、事業を展開している人なんか金額が安いからということではなく、やっぱり気になる部分だと思いますので、その辺

も考慮した上でご検討いただけるよう要望しておきたいと思います。

山本委員長 ほかにございますか。

平山委員。

平山副委員長 関連なんですけれども、単価が2,980円というのは安くはないですね、中層のメーカーで見ると。ピンからキリがあるんですけれども。もし、今回入札とかで単価が落ちましたら台数をもっとふやして、もうちょっと隅々までいってほしいなということを要望しておきます。

山本委員長 ほかにご意見、質問などございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それではないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、財政課につきまして、その他に入ります。

執行部のほうで、何かその他ございますでしょうか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様、何かその他でございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 その他ないようですので、財政課の審査を終了いたします。

大変お疲れ様でございました。

ここで、執行部の入れかえを行いたいので、休憩といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

契約検査課の審査

山本委員長 契約検査課の皆さんがお見えになっておりますので、最初に自己紹介をしていただきたいと思います。よろしく願います。

〔執行部自己紹介〕

山本委員長 それでは、今回、契約検査課関連の付託案件はございませんので、これより予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。  
課長。

舟岡契約検査課長（議案の説明）

山本委員長 説明が終わりましたので、各委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それではないようですので、質疑、ご意見等終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論に入ります。討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないようですので、討論終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。  
契約検査課のほうで、何かその他ということ。

〔「特にございません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 その他ないようでございますので、契約検査課の審査を終了いたします。大変ありがとうございました。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時31分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課税課の審査

山本委員長 課税課の皆様がお見えになっておりますので、最初に職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

〔執行部自己紹介〕

議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第63号 那須塩原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林課税課長（議案説明）

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等終了したいと思いますますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、終結したいと思いますますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは、これより採決をいたします。

議案第63号 那須塩原市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第63号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それではここで、予算審査特別委員会（第一分科会）へ切りかえて審査を行います。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林課税課長（議案説明）

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、質疑、ご意見等終了したいと思いますますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

その他ということで、課税課のほうで何かございますか。何か委員会に話。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、課税課の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 収税課の審査

山本委員長 収税課の皆様がお見えになっておりますので、職員のご紹介、自己紹介ということでよろしくお願いたします。

〔執行部自己紹介〕

山本委員長 大変ありがとうございました。

#### 議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第62号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

八木澤収税課長 (議案説明)

山本委員長 ありがとうございました。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等お受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 指導員の日額2万円というのはどういう根拠で算定されたか、ご説明をお願いしたいと思います。

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 専門的な知識を持った方、資格的にはもう税理士の免許も持っているような方にお願することになります。そういう中で、全国の事例も調べました。例えば、高いところだと、九州のほうなんかは3万円とか2万5,000円とか、日額です。それから、低いところでいうと、千葉県なんかで袖ヶ浦市とか匝瑳市、この辺は1万8,000円と、そういう中で、関東信越国税局のほうからのちょっとあっせんもあったんですが、そういう中で2万円というのは相場だろうということでお話を聞きまして、その金額に定めさせてもらったところです。

以上です。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そこまで、先進事例とかそういったので調査された上で、また、指導を受けたということで、日額としては私としては了解しております。

そのほかに、地元でない方であった場合は交通費とかそういったものもあるかどうかを確認させていただきたいと思います。

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 具体的には、今回お願を予定している方は喜連川のほうからいらっしゃるんですが、今、非常勤のこの条例の中では交通費を支給するという項目が今のところ定めていないということなので、本当は遠いところから来ていただくので支給したいところなんです、日額の中で

とりあえず含めて支給すると、そういう形で考えております。

山本委員長 ほかにございますか。

植木委員。

植木委員 やはり関連なんです、前に議会の中で、具体的な実務の指導、それから差し押さえ、大口納税者の対応、それから滞納繰越分などを減ずる対応をしてきて、また、職員のスキルアップのためにも必要だと、こんなふうな答弁がされておったわけですが、年間どのぐらい、例えば大口の納税者なんていうのはあるんでしょうか。あるいは、差し押さえにどの程度予定をしているのか。その辺、わかる範囲でお答えいただければ。

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 例えば固定資産税でいいますと、

の答弁にありましたけれども、1,000万円以上で約20件ぐらいはある状態です。それから、市県民税でも100万円以上の滞納ですと五十件、六十件というふうにあります。そういう中で、どのぐらいできるかというのはこれからやってみなければわからない部分はあるんですが、足利市が平成22年からやっておりますので、そちらの事例で説明いたしますと、足利市は、差し押さえの件数でいうと、平成21年は591件でしたけれども、指導員をお願いした平成22年は1,022件ということで約倍増しています。また、意図的な市税の滞納額34億円あったそうですけれども、平成22年は31億4,000万円に減ったということで、2億6,000万円減額というか圧縮したということなのでそれなりの効果はあるのかなということで、私どももそういうふうになるような形で頑張りたいと思っております。

説明は以上です。

山本委員長 ほかにございますか。

玉野委員。

玉野委員 今課長の話に含まれているような気はするんですが、冒頭で話された対応に難しい案件というものです。具体的にどうだと言えるのかどうかわかりませんが、もしこういうことが具体的に難しい案件だということをお聞きできればと思います。

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 特に、ホテルとか旅館というのは、やはり今まで頑張ってきたところに対して、どういうふうなやり方ができるかというところで、やっぱり職員としては、その対応で悩むことが多いんですけども、そういう中で専門的な知識でアドバイス頂いた中で自信を持って取り組みたいというか、そういうようなことで対応したいなというふうに思っています。

また、執行停止なんていうのも形としてありますけれども、そういうところでもやはりこれはするべきなんだろうというふうなところで悩むこともあるんですが、そういった部分についてもスピード感を持って職員のほうで対応できるんじゃないかというふうに思っております。

説明は以上です。

山本委員長 ほかにございますか。

副委員長。

平山委員 関連の話ですけれども、県外徴収担当というのがちょっと抜けているんですけども、それはやはり月掛け13万とか、件数も一番多いんですけども、割合、県内の場合は若干右肩稼働ということだったんですけど、これは過分に必要だと感じるのところから来る金額なんでしょうか。

また、同行訪問して、それから勉強していくということなんですけれども、今までに例えばそういう行った先で暴力を受けたりとか、そのような事故とかはなかったんですか。

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 先ほど県外の徴収員の方ですけども、こちらについては主に首都圏を中心に介護者のところに訪問なり、電話なりして、徴収をしていただいているということで、月に約20日近く働いてもらっているわけなんです。その報酬に応じて35%掛けてお支払いしているという形のもので。

今回お願いするのは指導員ということで、私どもを指導していただくという方を今回お願いするものです。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「すみません、あと暴力関係ですけども」と言う人あり〕

山本委員長 課長。

八木澤収税課長 私どもの言葉づかいとか態度には気をつけてやっていきますけれども、去年か、ことしか、1件ちょっと新聞に載った事件があったとは思んですが、その辺のところしか私はちょっと把握しておりませんけれども。

以上です。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議のないものと認めます。

それでは、討論を行います。討論ございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結

いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第62号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について原案のとおり可決すべきものとする。ことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

収税課でその他何かございますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないようですので、収税課の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

以上で、総務部の審査が終了になります。

最後に、部長、その他何かございますか。

成瀬総務部長 特にございません。

山本委員長 それでは、ないようですので、これで総務部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、ここで昼食のため休憩をいたします。1時から再開いたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 企画部の審査

山本委員長 初めに、片桐企画部長からごあいさつをいただきたいと思います。

その後、順次出席されている職員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

その後、審査に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

部長、お願いいたします。

片桐企画部長 企画部長の片桐です。改めましてよろしく願いしたいと思います。

先週の一般質問等でもありましたけれども、企画部、4月から新たな組織ということで、政策審議監2名配置になってございまして、また、協働のまちづくり推進室ということで、市民協働推進課の中に設置をされているところでございまして、よろしくひとつお願いをしたいと思います。

また、本議会に提案をしております企画部からの議案といたしましては、議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算ということで、各課より提案しているところでございます。慎重に審議いただきますようお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

山本委員長 ありがとうございます。

(出席説明員自己紹介。)

山本委員長 大変ありがとうございました。

#### 企画情報課の審査

山本委員長 それでは、企画情報課の審査に入りたいと思います。

#### 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採択

山本委員長 今回、企画情報課関係の付託案件はございませんので、これより予算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査をいたします。

最初に、議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

藤田企画情報課長 (議案第59号について説明。)

山本委員長 説明が終わりましたので、各委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

いかがですか。ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは、討論を行います。討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(1号)は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議ないものと認めます。

議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

執行部のほうで、その他として何かございますでしょうか。

〔「特別にありません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないようでございますので、企画情報課の審査をこれで終了といたします。

大変ありがとうございました。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時 5分

再開 午後 1時 6分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

秘書課の審査

山本委員長 秘書課の皆様がお見えでございますので、自己紹介のほうを、まずお願いしたいと思います。

(出席説明員自己紹介。)

山本委員長 ありがとうございました。

議案第59号の上程、説明、質

疑、討論、採択

山本委員長 今回、秘書課関係の付託案件ございませんので、これより予算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査をいたします。

それでは、議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

松江秘書課長 (議案第59号について説明。)

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論はないようですので、終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(1号)は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に入ります。

秘書課のほうで、その他として何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないようですので、秘書課の審査をこれで終了いたします。

大変ありがとうございました。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市民協働推進課の審査

山本委員長 市民協働推進課の皆様がお見えになっていますので、最初に自己紹介をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(出席説明員自己紹介。)

山本委員長 大変ありがとうございました。

議案第59号の上程、説明、質

疑、討論、採択

山本委員長 今回、市民協働推進課関係の付託案件ございませんので、これより予算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査をいたします。

それでは、議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

大武市民協働推進課長 (議案第59号について説明。)

山本委員長 大変ありがとうございました。

説明が終わりましたので、各委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

若松委員。

若松委員 今の説明の中で、地域婦人会連絡協議会運営費ということで、骨格的予算ついたということなんですけれども、これは各地域の婦人会のほうからの何か要望というか、こうしてほしいというのがあってつけたのか何か、もし、わかりましたらお願いしたいと思います。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 要望といいますが、骨格的予算時点ではゼロにされたわけですが、当然これでは活動できないということで、地域婦人会のほうと協議して、どうしても当然事業の内容とすれば、市への事業の協力ですとか、あとはボランティア活動の参加と、そういったものやっただいていいるものですから、どうしても必要だということで、今回補正を上げるということにいたしました。

以上です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると各そういう市の行事に参加しているボランティアの婦人会がいると思うんですね。そういう方からの苦情とか何かは出たんですか、この件について。

山本委員長 課長。

大武市民協働推進課長 当然、内示を受けたときにゼロですよということでは、当然なりたたないということですので、お話ししたときには当然苦情といいますが、できないという話は頂きました。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等ないようです。質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 討論はないようですので、討論を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（1号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次に、その他に入ります。

執行部のほうで、その他ということで何かございますか、説明すること。特にございませんか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様いかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、私が1つ質問したいことがございますので、副委員長に……

平山副委員長 では、改めまして進めます。よろしいですか。

山本委員 その他ということで、新規で市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金というものが出たんですけれども、6月の多分1日、補助金のそのうちの受け付けを締め切っていると思うんですね。その状況と今後どんな形でこれを進めていって審査をして決めていくのかについて、わかっている範囲で結構でございますので説明をいただけたらと思います。

平山副委員長 課長。

大武市民協働推進課長 市民提案型の協働のまちづくり支援事業ということでご質問いただきました。伺ったとおり6月1日で締め切って、その時点で応募の件数が14件ございました。

中身については、今、事務局で予備審査ということで準備を進めているところです。予算が当初予算で300万ほど補助金でいただいたんですけれども、今、申請が上がってきた時点で補助金の額合計してみますと、仮にすべての審査が通ったということになりますと500万を超える補助金の額が必要になってしまうということで、ちょっと予算がオーバーしているというような状況でございます。それについては、審査が決定してから、どのような対応ができるのか検討していきたいと思うんですけれども。

今後の予定といたしましては、当然申請してきた団体のほうでは早く着手したいという事情もありますけれども、こちらのほうの審査の準備もありますので、一応、今月中には審査、各団体に通知をして、審査会を開きますよということをお知らせしてプレゼンテーションを開く。審査して、決定して、7月からは事業に着手できるような段取りができればいいというふうに現時点では考えております。

以上です。

平山副委員長 委員長。

山本委員 ありがとうございます。

その中で、今14件あって、予算が300万円だと、全部受けると500万円以上になるというお話だったんですが、審査ですので、すべてを通すということがありきではないと思うんですね。それにやはり協働のまちづくりというものにきちっと企画なり合ったものをとっていくと思うんですけども、もし、その審査をしている過程で、プレゼンなどをやってみれば、どれも甲乙つけがたいとか、あるいは14件のうちどうしても10件とりたいた、合計したら300万を超えてしまうという場合に、協働のまちづくりは、今の那須塩原市にとってはそれこそ骨格になる、中心になる後期のやっぱり政策だと思いますので、当然のことというか、例えば補正で100万足りなければ、100万を要求するというような考えがあるのか、あるいはうわさでは何かそれはどうかということもあったのですが、その辺のところの考え方をお尋ねしたいと思います。

平山副委員長 課長。

大武市民協働推進課長 例規のほうの要綱では、一応予算の範囲内という規定もございます。なので、そのしゃくし定規に言ってしまうと300万で皆さんで分けるというか、こういう表現が正し

いかどうかは別として、300万の範囲内でやりくりをするということになるわけなんですけれども、そうしますと、最初始まった年から補助率にしてみますとずっと下がっちゃう。10分の8で始まったところが、どのぐらいになるかわかりませんが、10分の5とか、あるいはそれ以下になる可能性もありますので、その辺については、私どもとしてすぐにこの場でどうするという事は、ちょっと申し上げられませんが、内部でその辺の対応については検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

平山副委員長 委員長。

山本委員 その他ということですので、要望も入るんですけども、下野新聞に大きく載ったように、非常にこの事業は注目をされているものだと思いますし、今まで市単独補助金ではもらえていなかったような団体が申請をしているものだと思うんですね。

やはり補助金は10分の8、上限80万円だよということを踏まえて出しているところもあるかと思えますので、14件のプレゼンをきちっとやっていただいて、私としては300万円のところをきちんと踏まえていただいて、やっぱり順番をつけていくしかないのではないのかなと思うんですね。何か切りたくないということで、お金のほうを14で割るような形にはしないで、本当にこれには必要だというものをきちんとやっていただいて進めていただきたいというふうに、これは要望でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

平山副委員長 はい。

山本委員長 それでは、また委員長変わります。

その他何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないようでございますので、市民協働推進課の審査をこれで終了いたします。

大変ありがとうございました。

以上で、企画部の審査がすべて終了となります。

最後に、部長のほうで、その他言い忘れたこと何かございますか。

片桐企画部長 特にございません。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ないようですので、これで企画部の審査を終了いたします。

大変ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 西那須野支所の審査

山本委員長 初めに、斉藤西那須野支所長からごあいさつをいただきまして、順次担当の職員、今後説明員として委員会に出席いただきます職員につきましては自己紹介をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、最初に支所長、よろしくお願いいたします。

斉藤西那須野支所長 皆さん、こんにちは。西那須野支所長の斉藤です。

今日は、先ほど今、委員長からご説明ありまし

たように、直接議案第59号に係る課は1課でございます。ですが、きょう6月の初めて、4月以降の初めての議会ということで、自己紹介もあるということなので、3課それぞれ係長以上が参加しております。後ほどご紹介いたしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

59号につきましては、産業観光建設課で田園空間関係、あるいは工業団地関係の補正予算を出しておりますので、そちらのほうで後ほど関係課長から詳しく説明させますので、よろしくお願いいたしますと思います。

きょうは、本当に大人数でこちらのほうに出席しました。議案のほうも補正予算1件ということですので、よろしくご審議の上、ご検討くださればありがたいと思います。

よろしくお願いいたします。

山本委員長 それでは、総務税務課、市民福祉課、産業観光建設課という順番で、申しわけございませんが自己紹介をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(出席説明員自己紹介。)

山本委員長 大変ありがとうございました。

今回は、総務税務課と市民福祉課におきましては付託案件がございませんので、せっかく来てはいただいたんですけども、ここで暫時休憩として、執行部の退席を許します。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採択

山本委員長 これより予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえての審査といたします。

それでは、議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

関谷産業観光建設課長（議案第59号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないので、終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論ないので、終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（1号）は原案のとおり可決すべきものとする。ことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

その他

山本委員長 次に、その他に移ります。

何かその他ということで、執行部のほうで、何か説明することございますか。特別ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様、何かお聞きになりたいことございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないので、以上で西那須野支所の審査は終了となります。

大変ありがとうございました。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時36分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

塩原支所の審査

山本委員長 初めに、君島塩原支所長からごあいさつをいただきたいと思います。その後順次担当の職員、それから、今後説明員として委員会に出席をいただきます職員につきましては自己紹介をお願いいたしまして、進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

支所長、お願いいたします。

君津塩原支所長 それでは、あいさつということですので、24年度の第1回目の定例会ということで、私以下11名で参上いたしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、付託案件については1件でございますけれども、この後課長より説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

では、自己紹介をお願いいたします。

(出席説明員自己紹介。)

山本委員長 大変ありがとうございました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採択

山本委員長 それでは、今回は市民福祉課関係の付託案件ございませんので、これより予算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査をいたします。

それでは、議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いしたいと思います。

君島総務福祉課長 (議案第59号について説明。)

山本委員長 すみません、先ほど総務というところを市民福祉と申し上げ、大変申しわけございませんでした。

それでは、説明が終わりましたので、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けしたいと思います。

何かございますか。

若松委員。

若松委員 3ページの防災対策通信費用の中の新規で防災無線の免許取得ということで2名という

ことで、これは了解したんですけれども、もしこの方が異動した場合はどうなっちゃうんですか。

山本委員長 課長をお願いいたします。

君島総務福祉課長 現在、塩原支所で免許を持っている者が3名いるんですが、同じ係にいないんです。今回新たに2名を予算を計上するわけなんですけれども、もし異動しても大丈夫なように、とりあえず今回2名やって、2名一緒に異動はないということだと思いますので、あとはできれば来年以降も新しい職員を講習受けてもらって、免許を取得してもらおうようには予定しております。

以上です。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは、討論を行います。討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(1号)は原案のとおり可決すべきものとする。ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第59号については、原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

議案第59号の上程、説明、質

疑、討論、採択

山本委員長 今回、産業観光建設課関係の付託の案件というのではないので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を続けたいと思います。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

君島産業観光建設課長（議案第59号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から質疑、ご意見等をお受けいたします。

関谷委員。

関谷委員 では、13ページの観光推進費の観光協会への肉づけ部分なんですけれども、今回の肉づけの要求額は幾らになっていたんでしょうか。

山本委員長 課長。

君島産業観光建設課長 当初の要求額といたしましては、前年と同じく1,500万円ということで要求いたしました。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 結果、328万5,000円の減ということですが、この査定の内容をお知らせください。

山本委員長 課長、お願いいたします。

君島産業観光建設課長 最終的にはこのような額になったわけでございます。

査定の根拠といいますか、理由といたしましては、人件費等の運営に係る部分につきましては、そのま

ま肉づけをする。肉づけといいますか認めると。そのほかの事業費等の予算の部分につきましては、15%程度を削減をすると、圧縮をするというような内容でございました。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 今回、当初予算、骨格的予算ということで、前年度の3,000万の要求に対して、骨格的で半分の1,500万が当初つけられまして、それに基づき予算編成方針が市長がかわりまして、大きく変わった中で、この肉づけの6月時点に際しても各課の中で精査をした上で肉づけ部分、つまりこの6月補正に向けての要求額を決定されたものというふうに支所長の説明の中で理解しております。

その中で、今お聞きした中では、当初どおりの前年同様の今回も残りの1,500万円を6月に向けても要求をしたということは、各課の中で精査をした上でも前年同様の1,500万が妥当であるということで要求をされたということに、これまでのやりとりの中だと理解されるわけなんです、にもかかわらず、その中の15%程度といったものが減額されているところをもう少し明確にお示しいただきたいと思えます。

山本委員長 課長。

君島産業観光建設課長 当初の要求が満額というような要求はいたしました。

今回の予算編成の中で、事業の精査等を行いました、それをもとにしてまた要求をするというような流れになってきたかと思うんですが、そのような中で、具体的に特定のどの事業を実行するか、そういうようなところまではいきません、まず、去年からの原発事故等における風評被害等による入り込み宿泊客ほとんど、観光客の減少、またその前から続いておりますが、右肩下がりの観光客宿泊入り込み等の減少等がございまして、それらを払拭していくためには、さらに今まで以上にいろいろイベ

ントであったり、キャンペーン等であったりの事業を展開していく必要があるであろうということも踏まえまして、当初は満額の要求をしたわけでございます。

そのような中で、内示等が出て、また採用というような、そういうような流れを踏んで、最終的な査定額が出てきたところでございます。

それで仮査定、仮内示が途中で出たわけですが、その中で各3地区の旧3町の観光協会の補助金、それぞれ各所管課で見ているわけですが、それらに内示が、何ていうんですか、3観光協会の統合等を視野に入れた中での予算の組み直しといいますか、そのようなことでの結果といいますか、査定が出まして、かなり減額になったわけでございます。

それを受けまして、本庁と各支所の観光の担当課のほうでまた集まりまして、いろいろ協議をしたわけでございます。

そのような中で、当初を除けば、また満額の要求、採用というのは、これはちょっと無理だろうというようなことでもございまして、何とか現在やっている事業を継続して実施をしていく中で、できる部分は圧縮等をしていく。そのような考え方で、約1割減の再要求というふうなことで、財政、担当課のほうに上げた、そのような経過でございます。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 ちょっと今の答弁で、先ほどの最後のところがちょっと混乱する部分なんです、1割減の要求ということは、先ほどのご説明で1,500万要求したというふうなご答弁にお聞きしたんですが、1割減ということは1,350万でこの補正は要求したということですか。確認させてください。山本委員長 どうぞ、担当のほうでお答えいただいで結構です。

課長。

君島産業観光建設課長 失礼いたしました。

全体の額での1割減というようなことで、ですから、1,500万円当初はついておりましたので、1,200万円の採用をするということです。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 今回の肉づけの補正に当たっては、精査した結果の要求額が1,200万であったと、それに対しての1,171万5,000円がつけられたと、これでよろしいんでしょうか。

山本委員長 課長。

君島産業観光建設課長 経過としてはそうございます。

山本委員長 関谷委員。

関谷委員 ということはであれば、おおむねほかの補助金交付金の関係とほぼ同じような形であるかなということで理解をいたしました。

1,500万の要求に対して、満額のさらに要求をされたという部分でのその精査がいかげなのかなという疑問点を持ったので、このような質問をしたことと、それに対して、一気に15%を掛けられる形で切られたような形では、これはちょっと他の補助金の流れと違うかなという疑問を持ったものですから、お聞きした次第でありまして、今のご答弁であれば、十分に納得できる内容でありますので、了解でございます。

山本委員長 ほかに。

磯飛委員。

磯飛委員 今の関谷委員と関連しますが、大体関谷委員の質問と同じだったんですが、補足の説明要求ということで、特に関谷委員のご心配していたように、塩原の観光に対してNPOの補助金、その他もろもろの補助金が、例えば緑化推進協議会、あるいは誘客対策宣伝、補正のほうにも載っていますビジターセンター運営協議会等々の補助を合わせると、減額が総体的に600万弱というこ

とで、ほかの補助関係に比べますと総合的な総体の減額が大きいという印象を持っております。

その他の市が単独でこれから行おうとする事業、例えば太陽光とか、企業誘致等の事業に対する予算に対する減額は大きい額はあるんですが、今述べたように、塩原温泉関係の団体等々に対する補助金の減額が大きい。総体的に大きく印象を持っています。

それらについては、先ほどの関谷委員に対する説明で了解したんですが、それらの減額に対して担当局として、あるいは市として、その関係団体への説明を行ったか、どのような説明を行ったか。それに対して各種団体はどのような反応というか、意見を持ったか。そういったことがやられていたら、それらの経緯、あるいは反応等々をお聞かせいただければと思います。

山本委員長 課長。

君島産業観光建設課長 まず、一番大きいところで塩原温泉観光協会になります。一番最初の骨格的予算の編成で方針等、また当初の数字等が出たときから始まりまして、観光協会の役員さん、また事務局等にまずは市の方針等を伝えまして、金額等も明示したところで。

予算の組み方、そして今後内容等を精査、吟味等をして、必要なところは6月の補正で提示をしまいいりますと、そういうような流れを説明いたしまして、一応、そういう考え方につきましては、了解をいただいたところではございます。

ただ、年間の事業の計画といえますか、総会等は開いておりませんから、まだ確定した段階ではないにしても、既に湯けむりマラソンであるとか、フラワーウェディングであるとか、その事業等の準備、告知から募集受け付け等が始まっているものもあるというようなこともございまして、対象団体のほうも正直言って困惑をした部分もあった

かと思えます。

そのような中で、当初は人件費、また一部の年間の特に前半に行く、もうスタートしている事業等の大まかな部分も減額いたしまして、半分の1,500万円が計上されたわけですが、6月の補正でどの程度まで要求が出されていくのか、なかなかその時点ではまだ不明と申しますか、最終的に今査定が内示が出ないと数字が見込めないわけですから、そのような中で、事業等の、先ほど申しましたように1個の事業を捨ててとか、あるいは圧縮して、なかなかちょっと難しかった部分もあったかと思えます。

すみません、長くなって申しわけないですが、その中で、事業の計画、予算等を組むのに非常に苦労をしていたわけですが、当初、町のほうには方針等を組んだ形として結果的に、例えば補助金の歳入、収入につきましては1,500万というのが、それをもとにした予算等の組み立てを行ったというような、そういうような経過がございます。

総会等の正式な場での発言とか、そういうのではないんですが、やはり新しい会長さん、前の会長代行さん、それぞれにつきましても、やはりいつまでも同じような、ただ待っていて同じような補助金が来るとか、そういうような時代ではないよねと、やはり事業等を収益が、効率効果が上がるような事業を精査して、これからやっていくと、そういうような時代になっているんだろうと、そういうようなお言葉もいただいております。

大ざっぱで申しわけありません。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 よくわかりました。最後の言葉で了解です。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第59号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（1号）は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで産業観光建設課の審査を終了いたしましたので、塩原支所の審査はすべて終了となります。

その他

山本委員長 最後に、その他ということで、支所の皆さんは何かございますか。ありませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

山本委員長 では、委員の皆様、何か。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 磯飛委員、よろしいですか。

磯飛委員 はい。

山本委員長 それでは、塩原支所の審査をこれで終了いたします。

大変ありがとうございました。

それでは、ここで15分の休憩といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時16分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

選管・監査・固定資産評価・公

平委員会事務局の審査

山本委員長 選管・監査・固定資産評価・公平委員会の事務局 です。

初めに、古内選管・監査事務局長からごあいさつをいただきます。よろしくお願ひします。

古内選管・監査事務局長 皆さん、改めましてこんにちは。

ことしの人事異動で選挙管理委員会並びに監査委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、4つの行政委員会の事務局長として赴任しました古内です。よろしくお願ひいたします。

うちのほうの選管につきましては、審査する議案がございませんので、今年度のこんなことがあるということをご説明させてもらってよろしいですか。

まず、選挙でございますが。

山本委員長 田代さんの紹介。

（出席説明員自己紹介。）

古内選管・監査事務局長 まず、選挙の関係でございますけれども、ご存じのように12月8日に、県知事の任期が12月8日までとなっています。で

すから、30日前ですから、11月中下旬に、まだ正式に決定しておりませんが、県選管の話によりますと、9月上旬ごろにはわかるのではないかなというように言われています。

ということで、正式決定はそのところでございませぬけれども、11月中下旬に県知事選がある。

あわせて、県会議員の補欠選という話になります。

あと、総選挙については、今のところ任期が不透明な部分がございますが、満了になれば、来年7月参議院、8月の衆議院という形にはなりますけれども、あとは来年にわたりまして4月に市会議員の関係についても日程的にはまだまだこれからという形になっております。

実は、今度の全員協議会でご報告をさせていただきます予定でございますが、投票所の見直し案ということで合併した、7年経過しておりますけれども、投票所について見直しをやっていないということで、合併前をほぼそこに引き継いでいるということで、昨年の3月11日の大震災で、施設関係で老朽化しているかどうか見ますと、相当古い建物があるということで、あとは、災害警戒区域に入っているところも何カ所かございます。

そういった市民の安心・安全を第一に考えた場合に、今のままで非常に不都合な部分がございますので、基準をつくりまして、そういった老朽化施設とか、あとは、場所によりまして、投票立会人さんがなかなか確保が難しいという場所もございますので、そういったことも含めて、今回、見直しで案を選挙管理委員会として策定いたしました。

それを今回細かい話につきましては、金曜日の全協でご報告させていただきたいと思うんですけども、その後、7月に入りまして、パブコメ、あとは関係する自治会長さんにご説明申し上げま

して、そして徹底していくという形で、11月に予定、恐らくなるだろうと言われている県知事選までに、周知期間も含めて十分対応していきたいというふうに思っています。

あと、固定資産評価審査委員会というのがございまして、ことしが3年連続の評価替えでございます。今は2件ほど申し出、要するに評価が高いので下げてくれないかというような内容の審査申し出が2件出ているのです。

2日の土曜日に第1回目の固定資産評価審査委員会を開きまして、どちらも形式審査ということで受理ということで決定しました。

今後、市のほうも弁明書その他もろもろ、話が出るかどうかわからないんですが、そういったものも含めて審査委員会として中身を十分審査するという動きがあるのが、今2件ございます。

選挙管理委員会としては……あと監査につきましては、例年どおり、5月に定例監査やりまして、来月7月に決算審査、その後、9月から来年2月にかけてまた定例という形で、これについては例年どおりやっていくという形になっております。

大変雑駁でございましたが、うちのほうの関係の今年度の簡単な予定としましては以上でございます。

山本委員長 大変ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんのほうから審査はございませんが、何かお尋ねになりたいことはございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 あいさつについて質問。

今の説明の中で投票所の見直しということでご説明を受けました。

まず、どういった方が投票所の見直しの審議というか協議をしたか、どういうメンバーで、あとは、震災とか老朽化の安全面を考えての直しとい

う説明もありましたが、そのほかにいかにしたら投票率が上がるというようなことも踏まえて見直しというものを検討されたかどうかお伺いしたいと思います。

山本委員長 局長お願いいたします。

古内選管・監査事務局長 まず、だれが今の案をつくったかについては、選挙管理委員会、実は委員の方が4名いらっしゃいます。委員長が1名、あとの3名が委員という形で、これは4月の前です。2月、3月あたりから十分いろいろ現場見ましてやってきまして、私が4月に赴任した後も、引き続きいろいろ中で検討しまして案をつくっていたということで、選挙管理委員会の4名の下に事務局も入って今まで案をまとめてきたということになります。

もう一つのご質問で、投票率が上がる関係の見直しをしたのかということにつきまして、今回の見直しについては、まず、何といても、先ほどお話をさせてもらったように老朽化している施設が余りにも多いものですから、それを解消するという形を第一に考えたものですから、投票率をそのために上がるかどうかということについては、基本的にはそこまでは考えておりません。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 なぜそんなことを聞いたかということ、皆さんもご存じのように、私が住んでいるところの一区町、二区町の投票所が毎回最下位争いをしているものですから、自治会等々でも常に頭を痛めて、どうにかして投票率が上がるような施策がないかということをお話している地域なものですから、そういうお話を伺ったので、そういったことも踏まえて協議されたかということです。

山本委員長 局長。

古内選管・監査事務局長 ちょっと補しますと、老朽化という形で見直しを考えていますが、特に

西那須野につきましては、駐車場が狭いとかという場所があります。そういうところについては、例えば、赤田なんですけれども、赤田については駐車場が狭くて危ない、そういった危ないところについて、もちろん交通上危ないかつ駐車場が少ないということは非常に投票しにくい。

別な今度は北赤田でしたっけ、大きな公民館ができました。そのほうが駐車場が広いという形で、そういう場所を変更する部分もやっております。ですから、単純に古いだけではなくて、構造的に危ない、もしくは駐車場狭い、そういったところも主眼的に見直しやっていますので、それが間接的に投票につながるという形にはなるんじゃないかなというようには考えています。

磯飛委員 わかりました。

山本委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで終了したいと思います。大変ありがとうございました。

なお、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会計課の審査

山本委員長 会計課の皆さんお見えてございますが、今回は特に審査することはございませんので、

最初に冒頭会計管理者からごあいさつをいただきまして、これから説明をしていただくという。皆様に自己紹介していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

後藤会計管理者 皆様、改めましてこんにちは。会計課長兼務の会計管理者、後藤でございます。いつもお世話になっております。

会計課は4月に異動がありまして体制のほうが多変りました。

自己紹介を私のほうから兼ねましてあいさつのほう一言申し上げたいと思います。

まず、こちらにおりますのが課長補佐の藤田でございます。歳入係長を兼務しております。

藤田会計課長補佐兼歳入係長 藤田です。どうぞよろしくお願いたします。

後藤会計管理者 会計課のベテラン職員です。

こちらにおりますのが歳出係長で保険課から異動してまいりました後藤係長です。

後藤歳出係長 後藤です。よろしくお願いたします。

後藤会計管理者 同じ後藤なんです、年齢が親子ほど違う。後藤係長が来たおかげで会計課も平均年齢がグッと若返りました。よろしくお願したいと思います。

まず、会計課の主な仕事、皆様既にご承知のところご説明させていただきますが、主なものとしては、市民の方々が納入して下さる税金とか、国・県から来るお金を取り扱う、受け入れをする歳入係のお仕事なのです。歳出係のほうは、各課において仕事を完了いたしまして、最終的なものとして支払額が発生します。その支払いで回ってきた書類を審査いたしまして、それで間違いがないかどうかを確認した上で支出の事務を執り行っております。支払いの審査につきましては、私たちは常に市民に対して説明責任がきちんと果

たせるかということを中心に置いて厳しく審査を行っております。ますます財政状況厳しくなってくるわけですが、会計管理者といたしましては、公金の保管に当たりまして、現実性が大事ですので、安全、確実かつ少しでも有利な運用を心がけて公金の管理を行ってまいります。

また、会計課の事務処理としましては、正確性が第一ですので、正確かつ迅速に処理ができるよう職員一同、本年度また頑張っておりますので、どうぞよろしくお願したいと思います。

以上で、私のあいさつにかえさせていただきます。

山本委員長 ありがとうございます。

委員の皆さんから何かございますでしょうか。

磯飛委員。

磯飛委員 せっかく来たんで、つまらないことなんです、以前から気になっていたんです。

自分が議員になる前、民間の中でどうしようかなど苦労したことがありまして、お金を預かっていて、休みとか、休み前とか、そういったときのお金の管理、説明できる範囲でいいんで、どんなふうな管理をしているのか。あるいは、お金だけにかかわらず、金にかわる県の証紙とか、収入印紙とか、そういったものの管理をどうやっているか。

私、民間ということできき話をしたんですが、休みの前になっても、会社にある金を自分の家へ持っていくのはいいんだけど、今度はここで泥棒に入った大変だと、気が気でないという悩みがあったんですけど、その辺はどんな規定があって管理しているか。説明できる範囲で結構ですので。後藤会計管理者 公金の受け入れにつきましては、通常、指定金融機関であります足利銀行がまいりまして、窓口で収納を行っております。

足銀さんがいない時間帯は、会計課の職員のほ

うでお預かりをしていますので、足銀さんが帰られるまでの受け入れをしたお金につきましては、足銀さんのほうできちんと確認して計算して銀行のほうに持って行かれています。

その後、夕方納めてくださるお客様もいらっしゃるわけですが、それは会計課のほうでお預かりいたしまして、厳重な金庫室が備えておりまして、火災とかにも大丈夫なような耐火金庫室で、大きな部屋になっているんですが、そちらのほうに確実に保管をしておきまして、翌日にまた足銀さんが見えますので、引き継ぎをするというような形をとっています。

各課においても、いろいろな手数料とかを現金で預かる場合があります。それには小さい手提げ金庫、毎朝、会計課の金庫室の中から持っていきまして、また、夕方所定の位置がそれぞれあって、中に小さなかぎがあって、さらに大きな外扉のかぎがあるんですけれども、そういったところに各課の金庫も保管されている。

また、有価証券とか、いろんな証券関係ありますけれども、それもちっと火事にあっても大丈夫なように金庫室の中に保管をしております。

山本委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、大変ありがとうございました。これで を終了したいと思います。

今後ともよろしく願います。

では、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時33分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議会事務局の審査

山本委員長 最後になりますが、議会事務局ということで、最初に局長からごあいさつをいただきまして、あと自己紹介をさせていただきたいと思っております。

斎藤議会事務局長 改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、常任委員会また予算審査特別委員会の第一分科会の審査、大変ご苦労さまです。

事務局といたしましては、付託案件、上程の議案はございませんので、しかし、平成24年度の初めての常任委員会ということでございますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

議会事務局は、議員各位皆様のための事務局でございます。何なりと事務局にご要望を申しつけいただければありがたいと思っております。

是々非々で事務局も対応したいと思います。それから、総務企画常任委員会といいまして、常任委員会の中でも最重要部を担当する委員会でございます。

皆様には大変だと思っておりますが、しっかりやって頂ければありがたいと思っております。

以上で、あいさつとさせていただきます。

〔出席説明員自己紹介〕

山本委員長 大変ありがとうございました。委員からは特になくと思います。また、今回付託案件がございませんので、議会事務局につきましては、これで終わりにしたいと思います。

今後ともよろしく願います。

議会事務局の皆さん、退席して頂いて結構でござ

ざいます。委員の皆さんは残ってください。

#### その他

山本委員長 それでは、続いて、4のその他に入ります。

人見議会事務局書記（その他について説明。）

#### 散会の宣告

山本委員長 それでは、これで、本定例会における委員会議事日程を全部終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしたいと思っておりますので、ご一任くださいますよう、よろしくお願いいたします。

これもちまして、総務企画常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 2時56分